

（資料）「議会・市長部分等」のたたき台

（11月10日改訂版）

条	柱書	条文
議会・行政の前半部分		
1	市議会	住民の直接選挙により選出した議員による市議会を設置します。 2 意思決定、市政監視等にあたり、市民その他関係人意見を尊重致します。 3 全ての委員会は全て公開致します。 4 本条に定めない事項は法の定めるところによります。
2	市議会議員	議員は、市民意見を尊び、政策立案に邁進致します。 2 議員は、市政を監視し、明快にその結果を市民に伝える責務を負います。 3 議員は、市政情報を適時、適切に市民に提供し、かつ、市民の要請を考慮致します。
3	市長	住民の直接選挙により選出した市長を選任します。 2 憲法に定める地方自治の本旨を尊びます。且つ、本条例を遵守し、市民の負託に応えます。 3 執行機関責任者としての責務を負います。且つ、本市財政に連帯して責務を負います。
4	執行機関及び市職員	法令を遵守し、業務が市民利益に適うか、常に留意致します。 2 行政委員会委員、行政特別職は公募または公選により指名、選出します。 3 自己研鑽に努めて、多様な任務を遂行できる能力を培います。 4 市民に不利益をもたらす懸念が強い事案は、執行することなく、対外に通告致す責務を負います。 5 司法・検察・他自治体等との連携を深め、行政執行に関して助言を取得致します。
住民投票と推進会議を合体した部分		
1	推進会議	本条例の執行状況検証を目的に、市民・議会・行政の三者による推進会議を設置します。 2 同会議は本条例改廃発議につき、意見を述べることができます。 3 推進会議の詳細は別途定めます。
2	住民投票	本市の将来に重大な懸念が強い事案は住民投票を行い、その結果を尊重致します。 2 住民投票の詳細は別途定めます。
第7章 条例の実効性確保の部分		
1	条例改廃	市長および市議会は推進会議意見を徴して、本条例の改廃の発議することができます。 2 市議会は総議員の四分之三を超える賛成で改廃決議ができることとします。 3 その他手続に関する詳細は別途定めます。
2	補則	本条例と整合しない既存条例・計画等は、速やかに改定致します。 2 上記改定は、3年を超えない期間に行います。

用語の定義について

（ご参考）

住民：本市に住民登録している個人

市民：住民に加え本市内で活動する団体等及び通勤者・学生等